

乗合バスの最後部に乗車していた当該乗客が前のめりに転倒した模様。

（３）貸切バスの車内事故

４月１３日（土）午後７時４５分頃、岐阜県において、愛知県に営業所を置く貸切バスが乗客３２名を乗せて運行中、最後席に座っていた乗客（女性、７０歳）が、車体のバウンドにより頸椎骨折の重傷を負った。

事故当時、当該貸切バスが橋梁の手前の道路上の継ぎ目部を通過する際に、車体がバウンドした模様。

（４）貸切バスが軽自動車と衝突した事故

４月１７日（水）午後５時２０分頃、大阪府において、府内に営業所を置く貸切バスが乗客４１名を乗せて運行中、センターラインをはみ出してきた軽自動車と正面衝突した。

この事故により、当該軽自動車の運転者１名が死亡、当該貸切バスの運転者と乗客計４２名が軽傷を負った。

事故現場は片側１車線の緩いカーブで、事故当時、当該軽自動車は何らかの理由でセンターラインをはみ出してきたのが後続の貸切バスのドライブレコーダーに記録として残っていた。

（５）タクシーが歩行者を撥ねた事故

４月１３日（土）午前１時３５分頃、愛媛県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故当時、当該タクシーの信号機は黄色の点滅であり、当該タクシーから見て右から横断歩道を横断していた当該歩行者の発見が遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず撥ねた模様。

（６）トラックが酒気帯びで軽自動車に追突した事故

４月１２日午後８時１０分頃、静岡県において、大阪府に営業所を置くトラックが走行中、軽自動車に追突した。

この事故により、当該軽自動車の運転者が死亡した。

事故当時、当該軽自動車が単独事故により道路上で停止していたところ、当該トラックが追突した模様。

なお、当該トラックの運転者は道路交通法違反（酒気帯び運転の疑い）で逮捕された。

（７）トラックが高速乗合バスに追突した事故

４月１６日（火）午前２時３０分頃、愛知県の高速自動車道において、千葉県に営業を置く高速乗合バスが乗客２０名を乗せて、運行中、大型トラック①に追突された。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【4. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思っています。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03manual/index.html>)

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
- ・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル



【5. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成23年10

そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

